

【父親像と父子関係】

父の最終学歴_____ 職歴_____
病歴；

父の性格_____
飲酒歴_____ 喫煙_____ 趣味_____
本人へのしつけ、期待など；

本人の父に対する態度；

【母親像と母子関係】

母の最終学歴_____ 職歴_____
病歴；

母の性格_____
飲酒歴_____ 喫煙_____ 趣味_____
本人へのしつけ、期待など；

本人の母に対する態度；

【最近1年ほどの家庭状況】

家計状態、各人の日課、家庭内の緊張など

【事件直前の本人および家族の状況】

睡眠、食事、服薬、思い当たる変化など

参考3

情報提供依頼書

～鑑定の情報収集に関する法曹との連携～

参考3 情報提供依頼書

～鑑定の情報収集に関する法曹との連携

鑑定にあたってはできるかぎり法曹との連携がはかられるべきである。それによって鑑定をより効率的なものにすることができるからである。

もちろん、ここでいう協働というのはあくまでも鑑定の質や効率を向上させるためのものであって、たとえば依頼主である検察官やあるいは弁護人が期待している責任能力の結論に、鑑定人が与（くみ）するというようなことではない。

ここでは、そうした質や効率の向上をめざした協働のために注意しておくべき点を列挙しておく。

【鑑定時の情報提供について】

鑑定をしつつ、そのなかで新たに情報を入手する必要性に迫られることがある。たとえば、学生の頃の生活状況に関する側副情報が欠如しているので、学校の記録を取り寄せたいというような場合である。このような情報の収集は、鑑定人が独自に行うのではなく、通常、鑑定の依頼者である法曹を通じて行う。口頭で依頼をしてもよいし、確実のためには、後に示すような「依頼書」を作成するのもよいであろう。

【提供される情報の法的な扱いについて】

情報の提供を受ける場合には、その情報によって鑑定人に何らかの先入観などを与える可能性があるなどといった問題を指摘しうる。しかし、そういった指摘は、このように鑑定人から能動的に求める情報に限ってあたることではない。「第1章 刑事責任能力の考え方 7 情報について」で述べたとおり、鑑定人は鑑定を通じて入手する情報すべてについて、できる限り中立な視点で読み取るようにし、その情報のリソースを明示するようにつとめるなど、情報の法的な取り扱いには注意深くなければならない。

【提供される情報のセキュリティについて】

提供される各種の情報は、ほとんどが高度な個人情報である。そこには被疑者、被告人の情報だけでなく、被害者をはじめとする多くの関係者の個人情報も含まれている。情報提供を受けた場合、とりわけ電子媒体による提供をうけた場合には、その情報が何らかの事故で漏えいすることないように細心の注意をもって扱わなければならない。資料を閲覧する者には当然、制限を設けなければならない。鑑定作業中の保管、鑑定作業終了後の情報資料の処理については、提供者に確認のうえ、慎重を期しておこなう。

【電子媒体での依頼について】

ときに「被疑事実」や本人の住所、学歴などの記載は、警察や検察で電子媒体のかたちで作成さ

れたものを提供してもらえることがある。そうした場合には、鑑定書にはそのままコピーペーストするというだけで効率化をはかれることもある。提供を受ける際に相談をしてみるとよい。

【鑑定後の情報の提供依頼について】

鑑定を実施した結果をうけて、法的にどのような判断、処遇がなされたかについて、鑑定人が知ることは、その後の鑑定をするうえで、そして質を高めていく上で極めて重要である。したがって、そうした鑑定のアとの法的な結果の報告も同時に依頼しておくことを推奨する。

<担当：岡田幸之>

■情報提供依頼書の例

平成 年 月 日

検察官 検察庁
検事 殿

鑑定人

精神鑑定のための情報提供および精神鑑定後の法的判断報告のお願い

このたび依頼をいただきました鑑定を実施するにあたり、業務の効率化をはかるため、下記のAにあたる情報を提供していただきたくお願いいたします。

また、今後、精神鑑定の質を一層向上する目的で、下記Bのとおり、鑑定書提出後にどのような法的判断のもとでどのような処遇がなされたかについても、ご報告をいただけますようお願い申し上げます。

もし、入手、提供ができない、あるいは時間がかかる等の場合には、鑑定人にご相談ください。

記

A 鑑定にあたって必要な情報

電子媒体で頂けるものがあれば、鑑定作業の効率化がはかれますのでご協力ください。

- 1 被疑事実
- 2 本人入院先の〇〇病院のカルテの写し、CT検査画像
- 3 〇〇小学校、〇〇中学校の指導要録の写し

B 鑑定書の提出後に、どのような法的判断のもとでどのような処遇の決定がなされたかの情報

鑑定書提出をしたのち、起訴したのか、不起訴にしたのか、起訴をしたとしたら、公判ではどのような判決になったのかについて、ご連絡ください。

以上

<付録>

各種書式

<付録> 書式各種

(1) 鑑定書書式・一体型 ver.4.0c

(2) 鑑定書書式・別紙型 ver.4.0s

※ 必ず、本ガイドラインの本文対応箇所を参照して使用してください。

※ 本ガイドライン、およびその書式は、国立精神・神経センター 精神保健研究所 司法精神医学研究部門のインターネットホームページ上からも、ダウンロードできます。

URL: <http://www.ncnp.go.jp/nimh/shihou/>

精神鑑定書

1	被疑者	氏名 (男・女 生年月日 年 月 日 現在満 歳)
2	事件概要	
3	鑑定事項	
4	鑑定主文	
5	鑑定経過	鑑定面接 参考情報
6	診断	#1 (コード: 診断基準:) (犯行時)
		#2 (コード: 診断基準:) (現在)
		上記診断を支持する主たる所見等:
		補足説明:
7	家族歴・本人歴等	

8 犯行の説明	
9 総合(1) 障害と犯行の関係	
10 総合(2) 刑事責任能力に関する参考意見	
11 その他参考意見	
鑑定日付 鑑定人署名	以上の通り鑑定する。 年 月 日 氏名

精神鑑定書

1. 被告人	氏名	(男・女 生年月日 年 月 日 現在満 歳 事件時満 歳)					
2. 鑑定事項							
3. 鑑定主文							
4. 診断 (解説)	#1	(コード:	診断基準:)			
	#2	(コード:	診断基準:)			
5. 総合(1) 障害と事 件の関係							

6. 総合(2) 刑事責任 能力に関 する参考 意見	
7. その他参 考事項	
8. 鑑定日付 鑑定人署名	以上の通り鑑定する。 平成 年 月 日 鑑定人
添付別紙	(別紙1) 事件概要、鑑定経過等 (別紙2) 診断に関する解説 (別紙3) 家族歴、生活歴・既往歴等 (別紙4) 犯行前後の精神状態に関する要約 (別紙5) 検査所見等 (別紙6) 面接所見の一部の要約 (別紙7) 診断基準等 (別紙8) 犯行と精神障害の関係の整理のための着眼点

刑事責任能力に関する
精神鑑定書作成の手引き
平成 18～20 年度総括版 (ver.4.0)

平成 18～20 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
他害行為を行った精神障害者の診断、治療および社会復帰支援に関する研究
分担研究、他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究 研究成果

分担研究者

岡田幸之 （国立精神・神経センター精神保健研究所）

研究協力者（順不同）

安藤久美子 （国立精神・神経センター精神保健研究所 室長）

五十嵐植人 （千葉大学社会精神保健教育研究センター 教授）

黒田 治 （東京都立松沢病院 医長）

樽矢 敏広 （国立精神・神経センター病院 医長）

野田 陸政 （国立精神・神経センター病院 医師）

平田 豊明 （静岡県こころの医療センター 院長）

平林 直次 （国立精神・神経センター病院 医長）

松本 俊彦 （国立精神・神経センター精神保健研究所 室長）

協力（順不同）

内嶋 順一 （弁護士：みなと横浜法律事務所）

山本 健一 （弁護士：六番町総合法律事務所）

東京地方裁判所

最高検察庁

2009 年 3 月 31 日 東京

発行責任：岡田幸之（国立精神・神経センター精神保健研
究所 司法精神医学研究部 精神鑑定研究室長）